

糸魚川市公示第 40 号	公 示 送 達 書
令和 8 年 8 月 20 日 下記の者に対して送達すべき書類を当市役所税務保険課（納税係）に保管していますので、来庁の上受領してください。 地方税法第20条の2第1項及び同条第2項の規定により公示します。 糸魚川市長 久保田 郁夫	
送達を受けるべき者の氏名又は名称	別紙のとおり
当該書類を送達する根拠法令	地方税法
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、送達すべき書類を受領しない場合は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなします。

(別紙)

送達を受けるべき者の氏名	備考
ロセリン サントス(伊藤 二一 分)	
室 和子(阿部治夫 小林良子 室和子 池田正子 分)	
渡邊 徳男	
横畑 恵	
金子 勝行	
宮田 大地	
赤井 雅典	
清川 文彦	
カミヤ不動産株式会社	
東 光	
皆川 美加(大野 龍一 分)	
有限会社原山林業所	
大島 蔚	
加藤 和夫(細内 喜一郎 分)	